

改正案	現行
<p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第四条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三及び第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六並びに同法第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三百三条の四、第三百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三百六条の十六、第三百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三百六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第三百五十一条、第三百十五条の九、第三百五十六条の五の四、第三百五十六条の五の八、第三百五十六条の十五、第三百五十六条の二十の十二、第三百五十六条の三十四、第三百五十六条の五十八、第三百五十六条の八十及び第三百五十六条の八十九、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条第一項及び第二百十三条第一</p>	<p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第四条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三百三条の四、第三百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三百六条の十六、第三百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三百六条の二十七（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第三百五十一条、第三百十五条の九、第三百五十六条の五の四、第三百五十六条の五の八、第三百五十六条の十五、第三百五十六条の二十の十二、第三百五十六条の三十四、第三百五十六条の五十八、第三百五十六条の八十及び第三百五十六条の八十九、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二条第一項及び第二百十三条第一項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三</p>

項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第九条第一項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十七条第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七條第一項（同法第二百九條第二項（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十五條第一項の規定に基づく検査に関すること。

三
（略）

十四号）第九条第一項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百三十七條第一項及び第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七條第一項（同法第二百九條第二項（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十五條第一項の規定に基づく検査に関すること。

三
（略）